

令和3年度

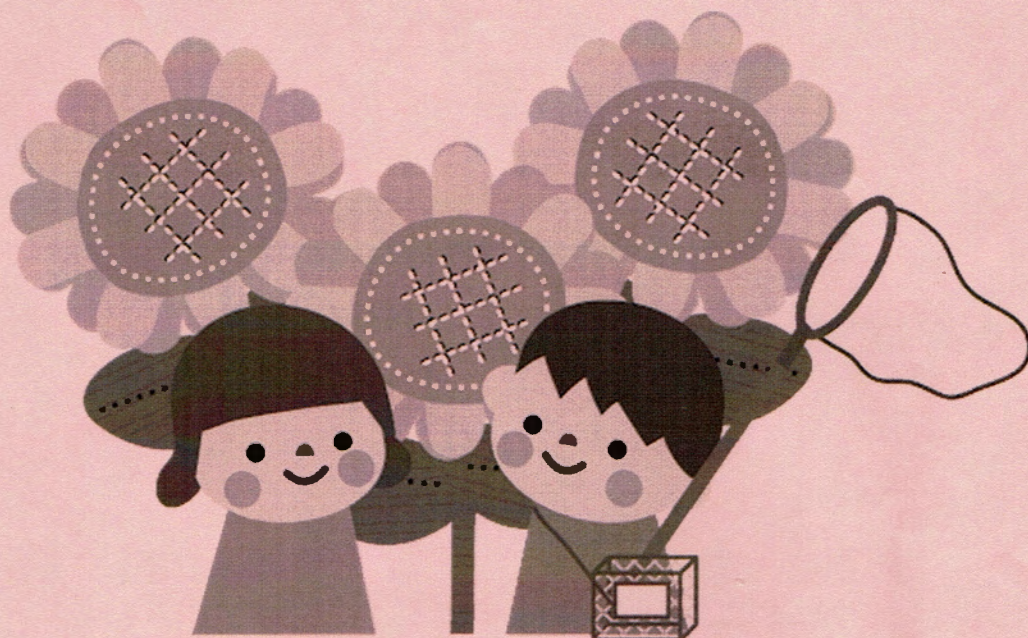
白石市立越河小学校

学校保健委員会 資料

日 時：令和3年8月20日（金）

13:00~14:00

場 所：越河小学校 2階 学習室



《 目 次 》

○ 学校保健全体計画	1
○ 学校保健年間計画	2
○ 定期健康診断結果	4
○ 保健室利用状況	10
○ 生活習慣アンケート集計結果	11
○ 学校保健委員会会則	16

学校保健全体計画

学校教育目標

多様な考えを認め合い、強い志を持ち、新しい価値観で行動できる児童の育成

めざす子ども像

しっかり考え行動する子供

豊かな心をもつ子供

健やかな体をもつ子供

保健教育の目標

健康についての正しい認識を持ち、自らが積極的に健康の保持増進に努めようとする態度と実践力を育成する。

重点努力目標（目指す児童像）

健康的な生活習慣を身に付ける

具体的な目標

基本的な生活習慣の確立

- 十分な睡眠（早寝早起き）
- メディアとの接し方
（テレビ、ゲーム、スマホなど）

歯と口の健康の保持増進

- 歯磨きの仕方の指導
- 毎食後の歯磨き習慣
- う歯未治療者ゼロ

望ましい食習慣の確立

- バランスのよい食事
- 1日3回（朝・昼・夜）の食事
- 好き嫌いせず食べる

具体的な手立て

- 生活習慣アンケートの実施
- 長期休業中の生活カードへの取組
- 職員会議における協議
- 学級指導や個別指導
- 保護者への啓発
- 関係機関との連携
- 懇談会資料の提供
- 掲示教育

- 歯科検診と治療勧告
- 養護教諭による歯磨き指導
- 歯科校医による歯科保健指導
（学年部ごと）及び健康相談
- 担任による給食後の歯磨き指導
- 個別の歯磨き指導
- 生活環境委員会の活動
（歯磨きカレンダー等）

- 給食時の学級指導
- 栄養教諭による栄養指導
- 養護教諭による指導
- 給食センター発行物の活用
- 掲示教育
- 給食試食会の実施
- 放送委員会の活動
（給食一口メモの活用）

学校保健委員会

学校保健委員会会則

白石市立越河小学校

第1条 (名称)

本会は、白石市立越河小学校学校保健委員会と称する。

第2条 (目的)

この会は、学校保健安全法に基づき、学校保健の推進向上を図るため児童及び学校職員の健康管理と保健活動を円滑にし、学校教育の運営に資する。

第3条 (委員)

この会の委員は次のとおりとする。

校長 教頭 教務主任 保健主事 養護教諭 体育主任 給食主任
PTA会長 PTA副会長 校外環境委員長 広報教養委員長
内科校医 眼科校医 歯科校医 耳鼻科校医 学校薬剤師 栄養教諭

第4条 (役員)

この会に次の役員を置く。

- 1 会長 校長があたる
- 2 幹事 教頭 保健主事 養護教諭 教務主任があたる

第5条 (任期)

委員、役員任期は、当該年度1年とする。

第6条 (活動)

本会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 学校保健に関する調査研究及び協議
- (2) 学校保健計画の立案と実施の評価
- (3) 健康診断の事後処置、特に学校病の治療についての具体的な実施計画の立案と実施及びその評価
- (4) 疾病予防についての徹底した方法の考察
- (5) 学習能率向上についての保健的な研究と対策
- (6) 学校行事(社会見学 修学旅行 運動会等)の保健安全的な推進
- (7) 長期休業等校外における保健生活の具体的な推進
- (8) 環境美化・緑化・清掃
- (9) 精神衛生上の問題点の検討とその対策
- (10) 安全指導上の問題点の検討
- (11) その他必要な事項

第7条 (会期)

この会は1学期に開催する。ただし必要が生じた場合は臨時に開くことができる。

第8条 (事務)

この事務は、保健主事、養護教諭が行う。